

国外不在者申告及び在外選挙人登録申請実施 (期間:2011. 11. 13 ~ 2012. 2. 11)

□ 申告・申請対象

- 国外不在者申告 : 国内に住民登録がなされているか国内居所申告をした19才以上国民で外国で投票しようとする者
- 在外選挙人登録申請 : 国内に住民登録されておらず、国内居所申告もしていない19才以上の国民で外国で投票しようとする者

□ 申告・申請方法

- 国外不在者申告
 - ・申告方法
 - ① 外国にいる者は公館に申告書提出(郵便申告可能)
 - ② 国内にいる者は管轄(住民登録地または国内居所申告地) 区庁長・市長・郡守に申告書提出(郵便申告可能)
 - ・添付書類:旅券コピー
- 在外選挙人登録申請
 - ・申請方法:本人が直接申請(郵便申請不可)
 - ・必要書類
 - ① 旅券コピー
 - ② ビザ・永住権証明書・長期滞留証または居留国の外国人登録証など在外投票管理官(公館長)が国籍確認のために公示した書類のコピー
 - ※ 必要書類の原本を提示しなければ申請ができません。

- ▶ 外国で投票しようとする国民は申告や申請を必ずしなければなりません。
- ▶ 申告・申請書は公館備置または在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)でダウンロードできます。

➡ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です



在外選挙
韓国・中央選挙管理委員会

Tel.82-2-503-0648 Fax.82-2-507-4352